

第七章 航空運送事業等

第百条 航空運送事業を經營しようとする者は、**国土交通大臣の許可を受けなければならない。**

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を經營するかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3 第一項の許可の申請をする者は、国際航空運送事業を經營しようとする場合にあっては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項を併せて記載しなければならない。

第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該事業の計画が**輸送の安全**を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 国際航空運送事業に係るものにあつては、当該事業に係る航行について**外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合する計画を有するもの**であること。

第百二条 第百条第一項の許可を受けた者（以下「本邦航空運送事業者」という。）は、当該許可に係る事業の用に供する航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設その他の国土交通省令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設（以下「運航管理施設等」という。）について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備してはならない。

第百三条 本邦航空運送事業者は、**輸送の安全の確保が最も重要**であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

第百五条 本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物（国際航空運送事業に係る郵便物を除く。第三項において同じ。）の**運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様**である。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその**運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる**。

一 特定の旅客又は荷主に対し、不当な**差別的取扱い**をするものであるとき。

二 **社会的経済的事情に照らして著しく不適切**であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

三 他の航空運送事業者との間に、**不当な競争**を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

3 **国際航空運送事業**を經營しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る**旅客及び貨物の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない**。これを変更しようとするときも同様である。

4 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が、第二項各号のいずれにも該当せず、かつ、当該国際航空運送事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

第一百六条 本邦航空運送事業者は、**運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない**。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも**運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が定められていること**。

第一百七条の二 国内定期航空運送事業を經營しようとする本邦航空運送事業者は、**運航計画(路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。)**を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前項の本邦航空運送事業者は、**路線の廃止に係る運航計画の変更**をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前)までに、その旨を**国土交通大臣に届け出なければならない**。

- 4 第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第七條の三 混雑空港(当該空港の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該空港における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する空港をいう。以下同じ。)を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて**国土交通大臣の許可**を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の**基準**によつて、これをしなければならない。
 - 一 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。
 - 二 **競争の促進、多様な輸送網の形成等**を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること。
- 4 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、**同項の本邦航空運送事業者の当該混雑空港の従前の使用状況に配慮**してこれをしなければならない。
- 5 第一項の**許可の有効期間**は、許可の日からその日の属する単位期間(当該混雑空港に係る同項の指定の日以後の期間を**五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める年数ごとに区分した各期間**をいう。)の末日までの期間とする。

- 6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、第二項の運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 7 第三項の規定は、前項の認可について準用する。
- 8 第六項の本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 9 第一項の本邦航空運送事業者についての前条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「運航計画」とあるのは「次条第一項の混雑空港を使用空港としない路線に係る運航計画」と、同条第四項中「国内定期航空運送事業」とあるのは「国内定期航空運送事業（次条第一項の混雑空港を使用して行うものを除く。）」とする。
- 10 第一項の混雑空港の指定があつたときは、当該指定の時に於いて当該混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該指定の日に同項の許可を受けたものとみなす。
- 11 混雑空港について第一項の指定が解除されたときは、当該解除の時に於いて当該空港を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第百八条 本邦航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、事業計画及び運航計画に定めるところに従わなければならない。

2 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、事業計画及び運航計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第一百十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、**適用しない**。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は**第一百十一条**の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、国土交通大臣が**第一百十一条**の二の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

- 一 航空輸送需要の減少により**事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保**するため、当該路線において二以上の航空運送事業者が事業を営んでいる場合に本邦航空運送事業者が他の航空運送事業者と行う**共同経営に関する協定の締結**
- 二 本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において**公衆の利便を増進**するため、**本邦航空運送事業者が他の航空運送事業者と行う連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定の締結**